各 位

会 社 名 日本オラクル株式会社 代表取締役社長 最高経営責任者 新宅 正明 (コード番号 4716 東証第一部) 常務執行役員 松 岡 繁 (TEL. 03-5213-6666)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 28 日開催の取締役会において、定款の一部変更につき承認を求める議案を、下記のとおり平成 18 年 8 月 29 日開催予定の第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 定款に定めがあるとみなされる事項についての規定を新設するものであります。
 - ・取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定。
 - ・株式に係る株券を発行する旨の規定。
 - ・株主名簿管理人を置く旨の規定。
 - ② 定款で定めることにより可能となる事項についての規定を新設するものであります。
 - ・単元未満株主が行使することができる権利の範囲を相当なものとすべく、単元未満株主の権利 を限定するための規定を新設するものであります。
 - ・株主総会招集手続の合理化を図るべく、株主総会参考書類等をインターネットで開示すること により株主の皆様に提供したものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであり ます。
 - ・取締役会の機動的な運営を図るべく、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。
 - ・社外監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮され、また、社外監査役と して有用な人材を招聘すべく、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする ための規定を新設するものであります。
 - ・資本政策および配当政策の機動的な実行を図るべく、剰余金の配当等を取締役会決議により行 うことを可能とするための規定を新設するものであります。

- ③ その他引用する法律条文や用語の変更を行うものであります。
- (2) 株式の消却が行われた場合でも発行可能株式総数を減じないこととするため、現行定款第5条但書を削除するものであります。

なお、同条につきましては、平成18年5月31日付で自己株式1,185,091株を消却したことに伴い、「5億1,277万株」と記載されていた部分は、同条但書に基づき、同日付で「5億1,158万4,909株」に変更となりました。

- (3) その他、条文の整理、表現の変更、条数の変更等を行うものであります。
- 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成18年8月29日(火)

平成18年8月29日(火)

以上

(別紙)

(別紙)	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条	第1条
当会社は、日本オラクル株式会社と称し、英文名は	(現行どおり)
ORACLE CORPORATION JAPAN と表示する。	
(目的)	(目的)
第2条	第2条
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(現行どおり)
1. コンピュータ・ソフトウェアの研究、開発、使	
用許諾、実施許諾、輸出入、販売および賃貸	
2. コンピュータ・ソフトウェアを記録する媒体物	
の制作および販売	
3. コンピュータ・ハードウェアの製造、輸出入、	
販売および賃貸	
4. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェ	
アに関する技術援助	
5. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェ	
アに関する教育、技術指導および研修の実施ならび	
に自習教材の販売および提供	
6. 経営コンサルティング業務ならびに情報システ	
ムに関するコンサルティングおよびシステム監査	
(情報システムの点検、評価、助言、勧告等)業務	
7. 書籍、雑誌等の印刷物の出版および販売	
8. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス	
業	
9. 投資業務	
10. 前各号に付帯する一切の業務	
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条	第3条
当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	(現行どおり)
	(機関)
	<u>第 4 条</u>
(新設)	当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関
	<u>を置く。</u>
	<u>1.取締役会</u>
	2.監査役
	3.監査役会
	4.会計監査人
(公告 <u>の</u> 方法)	(公告方法)
第 <u>4</u> 条	第 <u>5</u> 条
当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事
故その他やむを得ない事由によ <u>り</u> 電子公告によるこ	故その他やむを得ない事由によ <u>って</u> 電子公告による
とができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。	<u>公告をする</u> ことができない <u>場合</u> は、日本経済新聞に
	掲載して行う。

第2章 株式	第2章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 <u>5</u> 条	第 <u>6</u> 条
当会社の発行する株式の総数は、5億 1,158 万	当会社の発行可能株式総数は、5億1,158万4,909
4,909 株とする。ただし、株式消却が行われた場合	株とする。
には、これに相当する株式数を減ずる。	
(自己株式の取得)	
<u>第6条</u>	
当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定	(削除)
<u>により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受</u>	
<u>けることができる。</u>	
	(株券の発行)
	第7条
(新設)	当会社は、株式に係る株券を発行する。
	② 前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式
	に係る株券を発行しないことができる。
(1 単元の株式の数)	(単元株式数)
第 <u>7</u> 条	第 <u>8</u> 条
当会社の1単元の株式の数は、100株とする。	当会社の1 単元の株式の数は、100株とする。
	40.000
② 当会社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以	(削除)
下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行し	
ない。ただし、株式取扱規程に定めるところについ	
てはこの限りでない。	(Was I Mills to Service)
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式の買増し)
第 <u>8</u> 条	第 <u>9</u> 条
当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含	当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含
む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところ	む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところ
により、その単元未満株式の数とあわせて 1 単元の	により、その <u>有する</u> 単元未満株式の数とあわせて <u>単</u>
株式の数となるべき数の株式を売り渡す <u>べき旨</u> を請	元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買
求することができる。	<u>増し」という。)を当会社に</u> 請求することができる。
	(単元未満株式の権利制限)
(+r=n.\	$\frac{108}{108}$
(新設)	当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する
	単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権
	利を行使することができない。
	1.会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
	2.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てお
	よび募集新株予約権の割当てを受ける権利
	3.前条に規定する請求を行う権利

(名義書換代理人)

第9条

当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。

- ② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する</u>。
- ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>および</u>株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、株</u>

券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人に取り扱わせ</u>、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条

当会社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、株券</u>の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、 単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関 する請求、届出、申出の手続きおよび手数料は、取 締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条

当会社は、毎<u>決算期</u>の最終の株主名簿に記載または 記録された株主をもって、その<u>決算期の</u>定時株主総 会において権利を行使することのできる株主とす る。

② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使<u>すべき</u>株主または質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条

当会社の定時株主総会は、毎<u>営業</u>年度末日の翌日から3か月以内に招集し臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 会長がこれを招集し、議長となる。

② 会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主名簿管理人)

第11条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条

当会社の<u>株式に関する取扱い</u>および<u>その</u>手数料は、 <u>法令または本定款のほか、</u>取締役会の定める株式取 扱規程による。

(基準日)

第13条

当会社は、毎<u>事業年度</u>の最終の株主名簿に記載または記録された<u>議決権を有する</u>株主をもって、その<u>事業年度に関する</u>定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる、株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第14条

当会社の定時株主総会は、毎<u>事業</u>年度末日の翌日から3か月以内に招集し<u></u>臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第15条

(現行どおり)

	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな
	し提供)
	第16条
(新設)	当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書
	または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に
	定めるところに従いインターネットを利用する方法
	で開示することにより、株主に対して提供したもの
	とみなすことができる。
(決議の方法)	(決議の方法)
第14条	第17条
ポ <u>エチ</u> ボ 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定め	ポ <u>ュィ</u> ボ 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定め
がある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数	がある場合を除き、出席した議決権を行使すること
<u>によって</u> なされるものとする。	ができる株主の議決権の過半数をもってなされるも
(Skylife of Demonstration	のとする。
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第 <u>15</u> 条	第18条
株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人	株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1名を代
として、その議決権を行使することができる。	 理人として、その議決権を行使することができる。
② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証す	② (現行どおり)
る書面を当会社に提出しなければならない。	
(議事録)	(議事録)
第 <u>16</u> 条	第 <u>19</u> 条
株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびそ	株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびそ
の結果を記載または記録し、議長ならびに出席した	の結果ならびにその他法令に定める事項を記載また
로 (금계 No.) N. CHA LINGER 1 N. CHA F. IN CASE	
<u>取締役がこれに記名押印または電子署名を行う</u> 。	は記録 <u>する</u> 。
取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 ② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。	は記録 <u>する</u> 。 ② (現行どおり)
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。	② (現行どおり)
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>17</u> 条	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数)
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>17</u> 条 当会社の取締役は、16名以内とする。	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>20</u> 条 (現行どおり)
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>17</u> 条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法)	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>20</u> 条 (現行どおり) (取締役の選任方法)
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>17</u> 条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第 <u>18</u> 条	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>20</u> 条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第 <u>21</u> 条
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>20</u> 条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第 <u>21</u> 条 当会社の取締役は、株主総会において <u>議決権を行使</u>
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>20</u> 条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第 <u>21</u> 条 当会社の取締役は、株主総会において <u>議決権を行使</u> することができる株主の議決権の3分の1以上を有
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議 <u>をも</u>
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>20</u> 条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第 <u>21</u> 条 当会社の取締役は、株主総会において <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議 <u>をもって</u> 選任する。
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議 <u>をも</u>
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり)
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期)	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり)
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり) (取締役の任期) 第22条
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の
② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。 (取締役の選任方法) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 ② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に	② (現行どおり) 第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の

第20条 第23条 会長および社長は当会社を代表し、当会社の業務を (削除) 統括する。 ② 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 表する取締役を定めることができる。 ③ 取締役会の決議により、会長および社長各1名な ② 取締役会の決議により、会長および社長各1名な らびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干 らびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干 名を定めることができる。 名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) (取締役会の招集通知) 第21条 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に (現行どおり) 対して会日の3日前までに発するものとする。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。 ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意が ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意が あるときは、招集の手続きを経ないで開くことがで あるときは、招集の手続きを経ないで開催すること ができる。 (取締役会の招集権者および議長) (取締役会の招集権者および議長) 第22条 第25条 取締役会は、会長がこれを招集し、その議長となる。 (現行どおり) ② 会長に欠員または事故があるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が 取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の決議方法) (取締役会の決議方法) 第23条 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締 役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をも 出席取締役の過半数をもってこれを行う。 って行う。 (取締役会の決議の省略) 第27条 (新設) 当会社は、議決に加わることのできる取締役の全員 が取締役会の決議事項について書面または電磁的記 録により同意したときは、当該決議事項を可決する 旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、 監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 (取締役会の議事録) (取締役会の議事録) 第24条 第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびそ 取締役会の議事録は、法令の定めに従い作成する。 の結果を記載または記録し、議長ならびに出席した 取締役および監査役がこれに記名押印または電子署 名を行う。 ② 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。 (現行どおり) (取締役の報酬) (取締役の報酬) 第25条 第29条 取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定め 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」とい る。 う。)は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役および役付取締役)

(代表取締役および役付取締役)

(取締役の責任免除)

第26条

当会社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する</u>取締役(取締役であった者を含む。)<u>の責任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、</u>取締役会の決議<u>をもって法令の定める限度においてその</u>責任を免除することができる。

② 当会社は、社外取締役との間に、商法第266条 第1項第5号の行為に関する責任に関して、善意に してかつ重大な過失がない場合は、社外取締役の当 会社に対する賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた 金額または法令が定める額のいずれか高い額とす る。 (取締役の責任免除)

第30条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる取締役(取締役であった 者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することがで きる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第27条

当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条

当会社の監査役は、株主総会において<u>総</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第<u>31</u>条

(現行どおり)

(監査役の選任方法)

第32条

当会社の監査役は、株主総会において<u>議決権を行使</u> することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議<u>をも</u>って選任する。

(補欠監査役の選任方法)

第29条

当会社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合 に備え、株主総会において監査役の補欠者をあらか じめ選任することができる。

- ② 補欠監査役は、株主総会において総株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数の決議によって選任する。
- ③ 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会の時までとする。

(削除)

(監査役の任期)

第30条

監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。
- ③ 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の任期)

第33条

監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年</u> 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。

② <u>任期の満了前に退任した監査役の</u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(削除)

(常勤監査役)	(常勤監査役)
第31条	第34条
<u></u> 監査役は、 <u>その互選により、</u> 常勤監査役を <u>定め</u> る。	
	ა ა
(監査役会の招集)	(監査役会の招集)
第32条	第 <u>35</u> 条
2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 	73 3 7
② 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の	
	② (現行どおり)
3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必	
要があるときは、この期間を短縮することができる。	
③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、	③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、
招集の手続を経ないで <u>開く</u> ことができる。	招集の手続きを経ないで開催することができる。
(監査役会の決議方法)	(監査役会の決議方法)
第 <u>33</u> 条	第 <u>36</u> 条
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を	監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を
除き、監査役の過半数をもって <u>これを</u> 行う。	除き、監査役の過半数をもって行う。
(監査役会の議事録)	(監査役会の議事録)
第 <u>34</u> 条	第 <u>37</u> 条
監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびそ	監査役会の議事録は、法令の定めに従い作成する。
の結果を記載または記録し、出席した監査役がこれ	
に記名押印または電子署名を行う。	
② 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。	② (現行どおり)
(監査役の報酬)	(監査役の報酬)
第35条	第38条
監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定め	監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
5.	THE TOTAL PROPERTY OF THE PROP
(監査役の責任免除)	 (監査役の責任免除)
第36条	第39条
当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の責	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、
任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、	任務を怠ったことによる監査役(監査役であった
取締役会の決議をもって法令の定める限度において	者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度にお
その責任を免除することができる。	いて、取締役会の決議によって免除することがで
<u>での負任を</u> 死族することができる。	きる。
(並□□1.\	
(新設)	② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 サルサ本のトの間に、 佐賀な台 さたこりによ
	り、社外監査役との間に、任務を怠ったことによ
	る損害賠償責任を限定する契約を締結することが
	できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額
	は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額ま
And a rate of the	たは法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第6章 計算	第6章 計算
(営業年度および決算期)	(事業年度)
第 <u>3 7</u> 条	第 <u>40</u> 条
当会社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月3	当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月3
1日までの1年とし、営業年度の末日を決算期とす	1日までの1年とする。
る。	
(利益配当金)	
第 <u>38</u> 条	
1	(1) (1)
利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載ま	(削除)
利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載ま たは記録された株主または登録質権者に対し支払	(削除)

	(剰余金の配当等の決定機関)
	第 <u>41</u> 条
(新設)	当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各
	号に定める事項については、法令に別段の定めがあ
	る場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の
	決議によって定める。
(中間配当金)	(剰余金の配当の基準日)
第 <u>39</u> 条	第 <u>42</u> 条
当会社は、取締役会の決議をもって、毎年11月3	当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。
0日の最終の株主名簿に記載または記録された株主	
または登録質権者に対し、商法第293条ノ	
5 の規定による金銭の分配(以下中間配当という)	
<u>をすることができる。</u>	
(新設)	② 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日と
	<u>する。</u>
(新設)	③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をす
	<u>ることができる。</u>
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第 <u>40</u> 条	第 <u>43</u> 条
利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から	配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受
満3年を経過しても受領されないときは、当会社は	領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
その支払義務を免れる。	
② 未払いの利益配当金および中間配当金には利息	② 未払いの配当金には利息を付けない。
を付けない。	

以上